

○深川市緑化推進助成金交付要綱

昭和63年6月1日
制定

(目的)

第1条 この要綱は、深川市みどりのまちづくり推進条例(昭和59年条例第30号。以下「条例」という。)第11条及び第12条に基づく市民が自ら行う緑化推進事業に対し、条例第14条に基づき実施する助成について必要な事項を定める。

(交付対象事業)

第2条 交付対象事業は、条例第11条に基づく民間空閑地の緑化及び条例第12条に基づく緑化協定区域における緑化とし、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 国・道・市道に面した民有地を線状に連続して緑化し、並木または生垣を造成する事業
- (2) チビッコ広場、町内会館等公共・公益性の高い民有地において行う修景緑化事業

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、民間空閑地緑化にあつては土地所有者あるいは使用権利者。緑化協定区域緑化にあつては協定締結者とする。

(交付基準)

第4条 交付する助成金の額は、第2条に定めた事業に要する経費の2分の1以内とし、5万円を上限とする。

(交付申請)

第5条 助成を受けようとする者は、あらかじめ交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条に基づく申請があつたときは必要な審査を行い、助成すべきものと認めるときは交付決定通知書(様式第2号)により、その旨申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第7条 申請者は、事業完了後15日以内に完了報告書(様式第3号)及び完成写真を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第8条 市長は、申請者が次の各号の一に該当するときは、交付決定の一部または全部を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他交付決定の内容に違反したとき。

(助成金の返還)

第9条 市長は、前条の規定に基づき交付決定を取り消したときは、申請者に対し助成金の一部

または全部の返還を命ずることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年6月1日から施行する。